

D1 ライツシリーズ関係各位

ブルテン番号 No.2020-Lt-003

発行日 2020年10月7日

株式会社サンプロス D1 事業部

D1 JAPAN ORGANIZATION

ホイールスペーサーについて

標記の件、D2 車両規定付則-C2 の内容を一部改正しましたので、下記の通り公示いたします。

ホイールスペーサーの使用自体は現在 D1 規則独自に許可しているものだが、車輪脱落防止及び各部品負荷軽減の目的で規定する。

変更前

D2 車両規定 付則-C2 11.タイヤおよびホイール

11.4.3) 25 mmを超える厚みのスペーサーを使う場合は固定式とし、スペーサーの固定ボルトは②同等品でトルク チェックを怠ってはならない。

変更後

D2 車両規定 付則-C2 11.タイヤおよびホイール

11.4.3) 10 mmを超える厚みのスペーサーを使う場合は固定式とし、最大 40mmまでの厚みとする。スペーサーの固定ボルトは②同等品でトルク チェックを怠ってはならない。

以上